

越前市最低制限価格制度事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越前市契約規則（平成17年越前市規則第54号。以下「契約規則」という。）第14条の規定に基づく最低制限価格の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、競争入札による工事請負契約又は建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次項の規定により算出される最低制限基準価格に、ランダム係数（0.9900から1.0100までの範囲内において、かつ、最低制限価格が予定価格の100分の80から100分の92までの範囲内の額となるように、福井県と共同運用する福井県電子入札システムが無作為に抽出した数値をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

2 最低制限基準価格は、次の式により算出する。ただし、この式による額が、予定価格の100分の92を超える場合にあっては予定価格の100分の92を、予定価格の100分の80に満たない場合にあっては予定価格の100分の80を最低制限基準価格とする。

(1) 工事請負契約

最低制限基準価格（税込）＝（直接工事費×1.0＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68）×110／100

(2) 建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託契約

別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める算出式により得た額

3 第1項の規定にかかわらず、開札時において、福井県電子入札システム又は当該システムを利用するための電子計算機若しくは電気通信回線の障害その他のやむを得ない事情により、当該システムを使用したランダム係数の抽出

が困難である場合は、前項の規定により算出される最低制限基準価格をもって最低制限価格とする。

- 4 第1項及び前項の規定を適用することが適当でないと認められる場合は、最低制限価格は、予定価格の100分の80から100分の92までの範囲内で市長が定める価格とする。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格制度により入札を執行した場合において、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者があるときは、当該者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以降に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札の手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の越前市最低制限価格制度事務処理要領第3条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の越前市最低制限価格制度事務処理要領第3条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年9月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の越前市最低制限価格制度事務処理要領第3条第2項の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の越前市最低制限価格制度事務処理要領第3条第2項の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う工事又は業務委託に係る入札から適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った工事又は業務委託に係る入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の越前市最低制限価格制度事務処理要領第3条第2項の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う工事又は業務委託に係る入札から適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った工事又は業務委託に係る入札については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分		算出式
測量 (用地測量を含む。)		$(\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 4.8 / 10) \times 110 / 100$
調査	地質調査	$(\text{直接調査費} + \text{間接調査費} \times 9 / 10 + \text{解析等調査業務費} \times 8 / 10 + \text{諸経費} \times 4.8 / 10) \times 110 / 100$
	補償調査	$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他の原価の額} \times 9 / 10 + \text{一般管理費等} \times 4.5 / 10) \times 110 / 100$
	道路・河川 環境調査等	$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{技術経費} \times 6 / 10 + \text{諸経費} \times 6 / 10) \times 110 / 100$
設計	土木	・積算に技術経費を用いていない場合 $(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他の原価の額} \times 9 / 10 + \text{一般管理費等} \times 4.8 / 10) \times 110 / 100$
	農林	・積算に技術経費を用いている場合 $(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{技術経費} \times 6 / 10 + \text{諸経費} \times 6 / 10) \times 110 / 100$
	建築 (監理委託を含む。)	$(\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 6 / 10 + \text{諸経費} \times 6 / 10) \times 110 / 100$